

市第25号議案 補助金返還についての訴えの提起

1. 趣旨

本件は、本市が交付した「横浜市新規就農者農業経営改善支援事業の補助金」及び「収穫体験農園の開設支援事業の補助金」について、補助金の交付条件に違反したため、「横浜市補助金等の交付に関する規則」に基づき、これらの補助金の返還を請求しましたが、当該請求に応じないため、本市から督促を行いました。その後も返還請求に応じないため、訴えを提起します。

2. 返還請求の概要

(1) 訴訟相手方

住所、氏名は議案書のとおり

(2) 訴訟物の価額

605万7,000円

※ 補助金交付総額から、営農により使用されていた期間に応じて算定した額を差し引いた額

※ 実際の請求額は、上記金額に規定の加算金及び延滞金を加えて請求

3. 返還請求の対象となる補助金の概要と交付実績

(1) 横浜市新規就農者農業経営改善支援事業の補助金

新規就農者を対象に、営農の初期投資として必要な設備及び資材等の導入に係る費用の一部を支援するもの

【訴訟相手方への交付実績】

果樹棚、木材破砕機、草刈り機等の導入に対し、令和3年度及び令和4年度に総額300万円を交付

(2) 収穫体験農園の開設支援事業の補助金

果樹のもぎ取りや野菜の収穫などを市民が身近なところで体験できる農園の開設及び運営を支援するもの

【訴訟相手方への交付実績】

多目的防災網棚(※)、かん水設備などの整備に対し、令和3年度及び令和4年度に、総額875万8,000円を交付

補助金交付総額：1,175万8,000円

(※) 多目的防災網棚は、主に果樹栽培において、台風や強風、雹（ひょう）などの気象災害や、鳥獣・害虫の被害を防ぐために園地全体を覆うネット施設

4. 返還を請求するに至った経緯

訴訟相手方は、令和3年度に就農し、本市の補助金を活用して農業用施設等を設置・導入し営農していましたが、令和6年2月の降雪により多目的防災網棚が倒壊しました。

本市は、当初、訴訟相手方と営農再開に向けた調整を行っていましたが、同年4月以降、一切連絡が取れない状態となり、倒壊した多目的防災網棚や農業用機械等が農地に放置されたまま、施設の復旧及び営農再開が確認できない状況が継続しました。

本市は、電話、メール及び訪問により、延べ数十回にわたり接触を試みましたが、訴訟相手方からの応答はありませんでした。そのため、令和7年10月及び11月に営農意向の確認文書を送付しましたが、これらに対する返答もなかったことから、今後農業を再開する見込みはなく、補助事業の目的達成は困難であると判断しました。

参考：これまでの経過

令和3年8月	就農（農業参入）
令和3～4年度	補助金を活用して農業用施設等を設置、導入
令和6年2月	降雪により多目的防災網棚が倒壊
令和6年4月以降	4月11日のメールを最後に訴訟相手方との連絡が途絶 （電話・メール・訪問により継続して接触を試みるも応答なし）
令和7年10月・11月	営農意向の確認文書を2回送付するが返答なし →営農継続の意思なしと判断
令和8年2月12日	補助金交付決定の取消し及び返還請求
令和8年3月2日	補助金返還請求の納付期限（納付なし）
令和8年3月18日	督促状の発送
令和8年3月28日	督促状の納付期限（納付なし）

参考：交付決定の取消し及び返還請求の根拠・理由

【根拠】

横浜市補助金等の交付に関する規則（抜粋）

- 第19条第1項第3号（決定の取消し）

市長は、補助事業者等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

- 第20条（補助金等の返還）

市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

【理由】

横浜市新規就農者農業経営改善支援事業補助金交付要綱

- 第5条第2項第3号に定める同意書により、訴訟相手方は補助金により取得した物品等を処分制限期間の間、使用することに同意しているが、その条件に違反したため
- 第7条第2項に定める補助金交付決定通知書により、本市は訴訟相手方に対し、取得した財産の営農での利用を通知しているが、その条件に違反したため

横浜市収穫体験農園の開設支援事業補助金交付要綱

- 第6条第2項第3号に定める同意書により、訴訟相手方は補助金により取得した物品等を処分制限期間の間、使用することに同意しているが、その条件に違反したため